

地域計画変更の手続きについて

令和7年4月より、転用申請する前に、地域計画変更の手続きが必要になりました。

○提出する書類

地域計画変更申請申出書（ホームページからダウンロードできます）

（添付書類：事業計画書、被害防除計画書、土地利用計画図、位置図、断面図）

○提出の締切日

毎月最終開庁日 {最終開庁日…祝日と年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、月曜日から金曜日のうち、その月最後の日}

○地域計画変更日

提出締切日から2か月後

○その他

- ・転用の申請は、地域計画変更申出書の提出締切日から2か月後の締切日までに提出してください。

- ・農業振興地域からの除外をする場合は、地域計画変更申出書を同時に提出してください。

【様式】

- ・地域計画の変更の手続きについて
- ・地域計画の変更と農振除外・農地転用の手続きフロー
- ・地域計画変更申出書